

令和5年5月9日

保護者 各位

岩泉町立小川小学校
校長 米川 聡

新型コロナウイルス感染症に関する令和5年5月8日以降の対応について（お知らせ）

立夏の候、保護者の皆さまには、日頃より本校教育の推進に対して、ご協力、ご支援をいただき感謝しております。

さて、標記につきまして、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になりました。そのことに伴い、「学校保健安全法施行規則」の一部を改正する省令が施行されました。ただし、感染力が弱くなっているわけではございませんので、その事をご理解の上、お子さんの登校前に検温など適切な体調把握により健康状態が良好であることを確認した上で登校させてくださいますようお願いいたします。

つきましては、下記の通り感染症に関する対応を変更いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 児童の健康観察、教室等における換気の確保、児童への手洗い等の手指衛生、咳エチケットの指導は、これからも継続します。
- (2) 児童へのマスクの着用は求めません。（個人判断、保護者判断）

〔参考〕（「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）（文部科学省）」）

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_1.pdf

（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」より）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2 出席停止の取り扱いについて

- (1) 出席停止の対象者は、発症者（陽性）のみになりました。

→「発症した後5日を経過（発症日を0日としてカウントする）し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

ただし、無症状の感染者は、検体採取日から5日を経過するまでを基準とします。

また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、児童に対してマスクの着用を推奨します。

- (2) 濃厚接触者について

濃厚接触者の特定は行われません。同居家族が感染しても出席停止にはなりません。

〔参考〕（「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（文部科学省）」）

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf

3 来校者について

- (1) マスクの着用を求めません。
- (2) 外来者入校の際のスリッパ等の消毒を廃止しました。